

その煙！その臭い！

近所迷惑になつていませんか…？



## 野焼きは

## 法律で禁止されています！

平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、基準に合った焼却炉を使わずに、ごみや枝葉などを焼却することは、一部の例外を除き、禁止されています。

違反者は、**5年以下の拘禁又は、1,000万円以下の罰金**に科せられことがあります。



家庭から出るごみは燃やさずに  
分別してごみステーションに出しましょう！



今年も**野焼きパトロール**を実施します！

お問い合わせは

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| <input type="checkbox"/> 野焼きによる悪臭について   | 長岡市環境政策課  | TEL24-0528 |
| <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の規制指導について | 長岡市環境事業課  | TEL24-2837 |
| <input type="checkbox"/> 不法投棄について       | 長岡市環境事業課  | TEL24-2837 |
| <input type="checkbox"/> 稲わら焼却について      | 長岡市農水産政策課 | TEL39-2223 |

\*野焼きにより火災の恐れがある場合は 119番通報をお願いします